

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行うので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条の規定により公告します。また、当該業務は、以下の適用対象業務です。

- ・最低制限価格（算定式は令和6年12月23日付け「建設工事関連業務委託に係る最低制限価格について」による）

令和8年10月2日

島根県警察本部長 高石 将也

記

1 担当部局

島根県警察本部（警務部会計課管財第一係）

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

TEL 0852-26-0110 内線2233

FAX 0852-28-7111

2 入札に付する事項

本件は、電子入札の対象案件である。

業務名	信号柱工事調査委託業務（1－1）
業務場所	松江市東朝日町209-3 先 中橋北交差点ほか15交差点
履行期限	令和9年3月19日
最低制限価格	設定します。
業務概要	「信号柱工事調査委託業務仕様書」のとおり
支払条件	前金払 無 部分払 無
入札保証金	契約予定相当額の100分の5以上 ただし、会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する者については免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上 ただし、会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する者については免除する。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日において、測量・建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成13年島根県告示第272号）第5条第3項の規定により、令和7・8年度島根県測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格有資格名簿の土木関係建設コンサルタント業務に登録された者であること。ただし、島根県外の事業者の場合は、同資格者名簿の同部門において、島根県内に支社、営業所等を有するとされている者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県が行う入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 本件に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。
- (6) 島根県警察本部長が土木部長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する有資格者業者又はこれに準ずる者として、島根県発注業務委託等からの排除要請をし、当該状態が継続している者ではないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に、以下のいずれかに該当する関係等がないこと。

【資本関係】

- ・ 以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ①親会社と子会社の関係にある場合
 - ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

【人的関係】

- ・ 以下のいずれかに該当する場合。ただし、①の場合については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
 - ③一方の会社の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

【その他】

- ・ その他上記と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ・ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

なお、同一入札に参加する複数の者の関係が上記に該当する場合には、いずれの入札も無効の入札として取り扱う

4 電子調達システムの利用

本件委託業務に係る次の入札手続きについては、島根県警察建設工事等電子入札運用の手順に基づき、電子調達システムにより、行うものとする。ただし、電子入札によりがたい者は、島根県警察建設工事等電子入札運用の手順（受注者用）第6に規定する紙入札方式参加承認願（島根県警察本部ホームページ入札情報（https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_police/）に掲載）を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。

5 競争入札参加の手続等

(1) 提出する書類

入札参加希望者は、電子調達システムにより競争参加資格確認申請書に競争参加資格確認資料を添付（以下「申請書等」という。）して提出しなければならない。

受付期間中に申請書等を提出しない者は、本件委託業務の入札に参加できない。

なお、競争参加確認資料は原則としてPDF形式とし、ファイル名の先頭に会社名（略称可）を付記することとする。圧縮ファイルの添付は行わないこと。電子調達システムにおいて提出資料が添付できない場合は、島根県警察建設工事等電子入札運用の手順（受注者用）第8によること。

申請書 受付期間	令和8年10月2日午前9時から 令和8年10月15日正午まで		
提出書類	1	競争参加資格確認申請書（様式第1号）	
	2	競争参加資格確認資料	
		ア	役員名簿（法務局に登録する役員の氏名、性別、生年月日、住所を記載した名簿）
		イ	業態調書
	3	入札保証金の免除を受けるための書類（免除を希望する場合）	

(2) 競争参加確認審査の結果は令和8年10月23日までに電子調達システムで通知する。

(3) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認めた者は、理由の説明を求めることができる。

説明を求める者は、競争参加資格審査の結果を通知された日の翌日から7日以内（休日を含まない。）に、競争参加資格がないとされた理由の説明要請書を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）で提出しなければならない。

説明を求めた者に対しては、書面を受け取った日の翌日から7日以内（休日を含まない。）に、書面で回答する。

6 仕様書の閲覧

閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間	公告日から開札日の前日までとする。
閲覧場所	入札情報サービス（PPI）に掲載する。

7 仕様書等に関する質問

仕様書等に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出すること。

--	--

提出期限	令和8年10月7日 16時まで
回 答	令和8年10月14日までに入札情報サービス（P P I）に掲載する。

8 入札方法等

(1) 入札書等提出期日及び提出方法

提出期日	令和8年10月26日 9時 から 令和8年10月27日 16時まで
提出方法	電子調達システムにより提出すること。

一度提出された入札書等の差替え、引替え又は撤回は認めない。

(2) 入札の執行

当該委託業務の入札は、会計規則その他の法令に基づき執行する。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札の辞退

- (1) 競争参加資格者の入札辞退は、電子調達システムによる入札書提出期日までは、いつでも入札を辞退することを認めるものとするが、入札書を提出した後は辞退できない。
- (2) 入札辞退者は、電子調達システムにより手続きを行うこと。

10 入札の無効

次の入札は無効とする。ただし、(3)から(7)までは電子入札による場合は該当しない。

- (1) 入札の資格、入札に関する条件に違反した者の入札
- (2) 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合、そのいずれもの入札
- (3) 金額の記入がない入札書による入札
- (4) 金額を加除訂正した入札書による入札
- (5) 入札書の件名又は履行場所が公告と一致しない入札書による入札
- (6) 入札書の件名、履行場所、商号若しくは名称(共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表者の商号又は名称)、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、又は記載に誤りがある入札書による入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札
- (8) 入札書提出後、開札までに入札条件を満たさなくなったことを届け出た者がした入札
- (9) 公告等において示した入札条件に違反して行った入札
- (10) 入札公告から落札決定日までに建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく指名停止を受けた者がした入札
- (11) 虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した入札
- (12) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

11 失格について

次の者は失格とする。

- (1) 最低制限価格を下回る価格の入札をした者
- (2) 入札書等の提出期限までに入札書又は辞退届を提出しなかった者。

12 開札等に関する事項

開札は、以下の日時に行い、入札状況（保留等の状況）及び落札結果は、電子調達システムにより競争参加者全員に通知すると共に、入札（落札）結果は入札情報サービス（P P I）に掲載する。

開札日時	令和8年10月28日午前10時から
立会人に関する事項	代理人が紙入札により入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。 なお、入札者以外の立会は認めない。

13 入札保証金

- (1) 島根県会計規則（昭和39年島根県会計規則第22号）第61条第1項の規定により、契約予定相当額（入札予定金額に消費税等の額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号に規定する次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

ア 保険会社との間に島根県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、保険証券を提出するとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、契約書の写しを提出するとき。

ウ 工事、製造又は販売等の実績、資本の額その他の経営の規模及び状況の分かるものを提出し、契約を締結しないおそれがないと認められたとき。

- (2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により現金のほか、国債、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができる。

- (3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりとする。

ア 納付場所

島根県警察本部会計課

イ 納付時期

令和8年10月23日の午前9時から午前10時まで

- (4) 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に、(3)アの場所において還付する。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

- (5) 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により、落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

14 契約保証金

- (1) 島根県会計規則第69条第1項の規則により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (2) 契約保証金の納付は島根県会計規則第61条第2項の規定を準用する。

- (3) 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は次のとおりとする。

ア 納付場所

松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部警務部会計課

イ 納付時期

落札の日から14日以内

(4) 契約保証金は契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

15 落札者の決定方法

予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

同じ最低価格をもって入札した者が二人以上ある場合は、くじ（電子くじを含む。）により落札者を決定する。

また、再度入札を含めた入札回数は3回とする。ただし、落札しなかった場合、予定価格と最低入札金額との開差が少額で随意契約できると認められる場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。

16 入札結果等の公表

落札者の決定した当該委託業務については、島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程に基づき入札結果等に関する書類を閲覧に供するとともに、入札情報サービス（P P I）に掲載する。

入札結果等を閲覧に供するまでの間、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じない。

17 その他

(1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(2) 郵便等の送付による入札は禁止する。

(3) 入札書等の作成、提出等に要する一切の費用は入札者の負担とする。

(4) 入札書のあて先は、「島根県警察本部長」とすること。

(5) 仕様書等は、島根県ホームページの島根県電子調達共同利用システムポータルサイトの入札情報サービス（P P I）

→<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>からダウンロードすること。

(6) 入札様式等は、島根県警察本部ホームページ入札情報

→https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_police/各種様式からダウンロードすること。

(7) 入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けた時は、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) その他詳細不明の点については、担当部局に照会すること。